

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

5%まで償却した資産に資本的支出を行なった場合

Q: 当社は、5月決算の法人ですが、帳簿価額が取得価額の5%に達した減価償却資産について、平成7年9月に資本的支出をしました。この場合の償却限度額の計算は、どのようにするのでしょうか。

取得価額……5,000万円 耐用年数……10年
 期首帳簿価額……250万円 償却方法……定率
 資本的支出の額……500万円 償却率……0.206

A: 償却限度額は次のように計算します。
 ① 本体部分 $2,500,000円 \times 0.206 = 515,000円$
 ② 資本的支出部分 $5,000,000円 \times 0.206 \times 9/12 = 772,500円$
 ③ 償却限度額 ①+② = 1,287,500円

【解説】

減価償却資産については、帳簿価額がその取得価額の5%に達した後は償却基礎から除くことになっていますが、これについて資本的支出をした場合には、5%の本体部分についても償却計算を復活させ、資本的支出をした後の取得価額及び帳簿価額を基礎として、再び、資本的支出後の取得価額の5%相当額に達するまで減価償却を行うことができます。

この場合、資本的支出が事業年度の中途であるときは、資本的支出部分については、2分の1の簡便償却の適用を受ける場合を除き、月数あん分をする必要があります。

なお、いわゆる増設、増築、拡張等は新規資産の取得に当たりますので、この場合には個々に償却計算を行うことになります。

